

埼玉県林地開発許可事務取扱要領 一部改正新旧対照表

(傍線の部分は、改正部分)

改 正 後	現 行
<p style="text-align: center;">埼玉県林地開発許可事務取扱要領 (昭和 58 年 3 月 1 日施行) (最終改正) <u>令和 5 年 9 月 27 日付け森第 564 号</u></p> <p>第 1 章 第 1 条 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>【森林法第 10 条の 2 第 1 項】 地域森林計画の対象となっている民有林(第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。…省略…</p> <p>【森林法施行令第 2 条の 3】 法第 10 条の 2 第 1 項の政令に定める規模は、<u>次の各号に掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規模とする。</u></p> <p>一 <u>専ら道路の新設又は改築を目的とする行為当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタールで、かつ、道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員 3 メートル</u></p> <p>二 <u>太陽光発電設備の設置を目的とする行為当該行為に係る土地の面積 0.5 ヘクタール</u></p> <p>三 <u>前二号に掲げる行為以外の行為当該行為に係る土地の面積 1 ヘクタール。</u></p> <p>【森林法施行規則第 4 条】 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書(2 通)に <u>(削る)</u> 次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。…省略…</p> </div> <p>第 2 条～第 7 条 (略) 第 8 条 (略) 2 事業者は、次の各号に掲げる工程に達したときは、遅滞なく、林地開発行為既成部分確認依頼書(様式第 13 号)を知事に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>一 <u>工作物を埋設する場合にあっては、対象を視認できるとき</u></p> <p>二 防災施設の床掘工又は基礎工が完了したとき</p> <p>三 防災施設の工事が完了したとき</p> <p>四 その他知事が指定する工程</p> <p>3～4 (略) 第 9 条～第 16 条 (略)</p> <p>第 2 章 第 17 条～第 19 条 (略) 第 20 条第 1 項 (略) 2 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が <u>全部</u> 完了したときは林地開発行為完了届(連絡調整様式第 4 号)を、<u>分割して完了しようとするときは林地開発行為分割完</u></p>	<p style="text-align: center;">埼玉県林地開発許可事務取扱要領 (昭和 58 年 3 月 1 日施行) (最終改正) <u>令和 4 年 3 月 18 日付け森第 870 号</u></p> <p>第 1 章 第 1 条 (略)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">(参 考)</p> <p>【森林法第 10 条の 2 第 1 項】 地域森林計画の対象となっている民有林(第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定された保安林並びに第 41 条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和 31 年法律第 101 号)第 3 条の規定により指定された海岸保全区域内の森林は除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模を超えるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、省令で定める手続きに従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。…省略…</p> <p>【森林法施行令第 2 条の 3】 法第 10 条の 2 第 1 項の政令に定める規模は、<u>専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が 1 ヘクタールを超えるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員 3 メートルとし、その他の行為にあつては土地の面積 1 ヘクタールとする。</u></p> <p>【森林法施行規則第 4 条】 法第 10 条の 2 第 1 項の許可を受けようとする者は、申請書(2 通)に <u>開発行為に係る森林の位置図及び区域図並びに</u> 次に掲げる書類を添え、都道府県知事に提出しなければならない。…省略…</p> </div> <p>第 2 条～第 7 条 (略) 第 8 条 (略) 2 事業者は、次の各号に掲げる工程に達したときは、遅滞なく、林地開発行為既成部分確認依頼書(様式第 13 号)を知事に提出し、確認を受けるものとする。</p> <p>一 防災施設の床掘工又は基礎工が完了したとき</p> <p>二 防災施設の工事が完了したとき</p> <p>三 その他知事が指定する工程</p> <p>3～4 (略) 第 9 条～第 16 条 (略)</p> <p>第 2 章 第 17 条～第 19 条 (略) 第 20 条第 1 項 (略) 2 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が完了したときは、<u>速やかに</u> 林地開発行為完了届(連絡調整様式第 4 号)を知事に提出する。</p>

了届（連絡調整様式第5号）を速やかに知事に提出する。

第21条 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が複数年度にまたがるときは、毎年4月15日までに、前年度末日の施行状況を、林地開発行為施行状況報告書（連絡調整様式第6号）により、知事に報告するものとする。

第22条 連絡調整をする者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合は、遅滞なく、林地開発事業者住所等変更届（連絡調整様式第7号）に当該事実を証する書面を添えて知事に提出するものとする。

附 則（略）

附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。

別紙（略）

他法令等の手続状況報告書

番号	法 令 種	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日	関係機関	担当者
(略)								
22	<u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>							
(略)								

第21条 連絡調整をする者は、許可を要しない開発行為が複数年度にまたがるときは、毎年4月15日までに、前年度末日の施行状況を、林地開発行為施行状況報告書（連絡調整様式第5号）により、知事に報告するものとする。

第22条 連絡調整をする者は、住所又は氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称又は代表者の氏名）に変更があった場合は、遅滞なく、林地開発事業者住所等変更届（連絡調整様式第6号）に当該事実を証する書面を添えて知事に提出するものとする。

附 則（略）

(新設)

別紙

他法令等の手続状況報告書

番号	法 令 種	該当の有無	許認可済	申請中	届	年月日	関係機関	担当者
(略)								
22	<u>宅 地 造 成 等 規 制 法</u>							
(略)								

別表

林地開発許可申請に添付する書類等

No.	書類等の名称	明示すべき事項等	備考	様式
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	計画書	土地利用計画書	森林の概要がわかる全景、近景写真及び図面を添付すること	様式第4-1号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	森林以外の土地の地権者等の同意書等	地域住民等への説明結果報告書	開発行為の目的が、太陽光発電設備の設置に係る場合に限る	様式第5-7号
8	登記事項証明書(法人)、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(法人でない団体)又は住民票の写し(個人)		住民票の写しに代わる書類として個人情報カード(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)の写し等を可とする	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	申請者の資力・資産に関する書類	(略)	(略)	(略)
		資産状況報告書	資産に関する書類(法人の場合は前年度の財務諸表(決算報告書))を添付すること	様式第6-2号
		施行経費内訳書	事業実施に係る経費について積算した計算書を添付すること	様式第6-3号
12	工事・防災に関する書類	(略)	(略)	(略)
		工事施工者調書	建設業法第3条建設業の許可の有無及び事業経歴等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること工事施工者が申請者と別にいる場合、契約書等関係性の分かる書類を添付すること。資金力を証する書類を添付すること	様式第7-3号
		施行工程及び土量計算書	仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。	様式第7-5号

別表

林地開発許可申請に添付する書類等

No.	書類等の名称	明示すべき事項等	備考	様式
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
5	計画書	土地利用計画書		様式第4-1号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
7	森林以外の土地の地権者等の同意書等	(新設)		
8	登記事項証明書(法人)、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類(法人でない団体)又は住民票の写し(個人)		(新設)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
11	申請者の資力・資産に関する書類	(略)	(略)	(略)
		資産状況報告書	資産に関する書類(法人の場合は前年度の財務諸表(決算報告書))	
		施行経費内訳書	事業実施に係る経費について積算した計算書	
12	工事・防災に関する書類	(略)	(略)	(略)
		工事施工者調書	工事の施工予定者が申請者とは別にいる場合、 1-その者の建設業法第3条建設業の許可の有無又は 事業経歴等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること。 2-契約書等関係性の分かる書類を添付すること。	様式第7-3号
		施行工程及び土量計算書	(新設)	様式第7-5号

		防災関係計画書	切土・盛土及び捨土に係る安定計算書を添付すること 洪水調節池その他の防災施設の設計に関する書類を添付すること <u>二次製品を使用する場合は、仕様書、カタログ等を添付すること</u>	様式第7-6号
		<u>防災施設の維持管理方法</u>		様式第7-7号
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23	排水施設計画図	1 現況及び計画集水域、集水系統及び排水施設の位置 2 排水施設の構造	<u>仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記 第1 手続上の要件

- 1 (1)～(2) (略)
- (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について、他の法令による許可等の処分を必要とする場合には、当該許可等がなされているか又はそれが确实であることが明らかであること。また、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は地方公共団体の条例等に基づく環境影響評価手続の対象となる場合には、その手続の状況の確認ができること。
- (4) (略)
- (5) 開発行為の施工者のうち防災施設の設置に関わる者に、防災措置を講ずるために必要な能力があることが明らかであること。

2～5 (略)

(削除)

第2の1～2(2) (略)

- (3) 残土(捨土)に関する基準
ア 残土(捨土)は、残土処分場(土捨場)を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における残土処分場(土捨場)の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
イ (略)
- (4) (略)

3～4 (略)

- 5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出する等の下流地域に災害が発生するおそれがある区域が事業区域（開発行為をしようとする森林又は緑地その他の区域をいう。以下同じ。）に含まれる場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

		防災関係計画書	切土・盛土及び捨土に係る安定計算書を添付すること。 洪水調節池その他の防災施設の設計に関する書類を添付すること。	様式第7-6号
		<u>(新設)</u>		<u>(新設)</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
23	排水施設計画図	1 現況及び計画集水域、集水系統及び排水施設の位置 2 排水施設の構造	<u>(新設)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別記 第1 一般的事項

- 1 (1)～(2) (略)
- (3) 開発行為又は開発行為に係る事業の実施について法令等による許可等を必要とする場合には、当該許可等がなされているか又はそれが确实であることが明らかであること。

(4) (略)

(新設)

2～5 (略)

6 開発区域内に残置し又は造成した森林又は緑地が善良に維持管理されることが明らかであること。

第2の1～2(2) (略)

- (3) 残土処分に関する基準
ア 残土処分は、残土処分場を設置し、土砂の流出防止措置を講じて行われるものであること。この場合における残土処分場の位置は、急傾斜地、湧水の生じている箇所等を避け、人家又は公共施設との位置関係を考慮の上設定されているものであること。
イ (略)
- (4) (略)

3～4 (略)

- 5 開発行為に伴い相当量の土砂が流出し下流地域に災害が発生するおそれがある場合には、開発行為に先行して十分な容量及び構造を有するえん堤等の設置、森林の残置等の措置が適切に講じられることが明らかであること。

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間に、特に目立った表面浸食のおそれが見られない場合には200立方メートル、脆弱な土壌で全面的に浸食の恐れが高い場合には600立方メートル、それ以外の場合では400立方メートルとするなど、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ (略)

(2)、(3) (略)

(4) 「災害が発生するおそれがある区域」に表2に掲げる区域を含む場合は、その考え方について、災害の特性を踏まえ、次のア及びイを目安に現地の荒廃状況に応じて整理すること。

ア 山腹崩壊や急傾斜地の崩壊、地すべりに関する区域については、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。)の土砂災害警戒区域の考え方を基本とすること。

イ 土石流に関する区域については、土石流の発生の危険性が認められる溪流を含む流域全体を基本とすること。ただし、土石流が発生した場合において、地形の状況により明らかに土石流が到達しないと認められる土地の区域を除く。

表2

区域の名称	根拠とする法令等
砂防指定地	砂防法
急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律
地すべり防止区域	地すべり等防止法
土砂災害警戒区域	土砂災害防止法
災害危険区域	建築基準法
山腹崩壊危険地区	山地災害危険地区調査要領
地すべり危険地区	
崩壊土砂流出危険地区	

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものとする。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は Manning式により求められていること。

(ア) (略)

(イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、表3の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

a 流出係数は、表3を参考にして定められていること。

b (略)

c 単位時間は到達時間を勘案して定めた表4を参考として定められていること。

表3 (略)

(1) えん堤等の容量は、次のア及びイにより算定された開発行為に係る土地の区域からの流出土砂量を貯砂しうるものであること。

ア 開発行為の施行期間中における流出土砂量は、開発行為に係る土地の区域1ヘクタール当たり1年間におおむね200立方メートルないし400立方メートルを標準とするが、地形、地質、気象等を考慮の上適切に定められたものであること。

イ (略)

(2)、(3) (略)

(新設)

6 雨水等を適切に排水しなければ災害が発生するおそれがある場合には、十分な能力及び構造を有する排水施設が設けられることが明らかであること。

(1) 排水施設の断面は、次によるものとする。

ア 排水施設の断面は、計画流量の排水が可能になるように余裕をみて定められていること。この場合、計画流量は次の(ア)及び(イ)により、流量は Manning式により求められていること。

(ア) (略)

(イ) 前式の適用に当たっては、次のaからcまでによるものであること。

a 流出係数は、表2を参考にして定められていること。

b (略)

c 単位時間は到達時間を勘案して定めた表3を参考として定められていること

表2 (略)

表 4 (略)

イ (略)

ウ 洪水調節池の下流に位置する排水施設については、洪水調節池からの許容放流量を安全に流下させることができる断面とすること。

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア (略)

イ 排水施設のうち暗渠である構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ウ (略)

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等まで導くよう計画されていること。

ただし、河川等に排水を導く場合には、増加した流水が河川等の管理に及ぼす影響を考慮するため、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。特に、用水路等を経由して河川等に排水を導く場合には、当該施設の管理者の同意に加え、当該施設が接続する下流の河川等において安全に流下できるよう併せて当該河川等の管理者の同意を得ているものであること。

7 (略)

8 開発行為の施行に当たって、災害の防止のために必要なえん堤、排水施設等について仮設の防災施設を設置する場合は、全体の施行工程において具体的な箇所及び施行時期を明らかにするとともに、仮設の防災施設の設計は本設のものに準じて行うこと。

9 開発行為の完了後においても整備した排水施設やえん堤等が十分に機能を発揮できるように土砂の撤去や豪雨時の巡視等の完了後の維持管理方法について明らかにすること。

第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2）関係

洪水調節池、その他の施設（以下「雨水流出抑制施設」という。）の設置が適切に講じられることが明らかであること。

(1) 洪水調節量は、表 5 により算定した雨水流出抑制施設の容量以上であること。

また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 200 年確率で想定予想される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそのの 1.2 倍以上のものであること。

ただし、200 年確率で想定される雨量強度を用いることが計算技法上不適当であり、100 年確率で想定される雨量強度を用いても災害が発生するおそれがないと認められる場合には、100 年確率で想定される雨量強度を用いることができる。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。やむを得ず、浸透型施設として整備する場については、尾根部や原地形が傾斜地である箇所、地すべり地形である箇所又は盛土を行った箇所等浸透した雨水が土砂の流出・崩壊を助長するおそれがある箇所には設置しないこと。

(4) (略)

(5) 雨水流出抑制施設について仮設の防災施設を設置する場合は、第2の8に即したものであること。

表 3 (略)

イ (略)

(新設)

(2) 排水施設の構造等は、次によるものであること。

ア (略)

イ 排水施設のうち暗きよである構造の部分には、維持管理上必要なます又はマンホールの設置等の措置が講じられていること。

ウ (略)

エ 排水施設は、排水量が少なく土砂の流出又は崩壊を発生させるおそれがない場合を除き、排水を河川等 又は他の排水施設等 まで導くよう計画されていること。

ただし、河川等 又は他の排水施設等 に排水を導く場合には、当該河川等又は他の排水施設等の管理者の同意を得ているものであること。

7 (略)

(新設)

(新設)

第3 水害の防止（法第10条の2第2項第1号の2）関係

洪水調節池、その他の施設（以下「雨水流出抑制施設」という。）の設置が適切に講じられることが明らかであること。

(1) 洪水調節量は、表 4 により算定した雨水流出抑制施設の容量以上であること。

また、流域の地形、土地利用の状況等に応じて必要な堆砂量が見込まれていること。

(2) 余水吐の能力は、コンクリートダムにあっては 100 年確率で想定予想される雨量強度におけるピーク流量の 1.2 倍以上、フィルダムにあってはコンクリートダムのそのの 1.2 倍以上のものであること。

(3) 洪水調節の方式は、原則として自然放流方式であること。

(4) (略)

(新設)

(6) 開発行為の完了後の雨水流出抑制施設について、第2の9に即したものであること。

表5 (略)

第4 水の確保 (法第10条の2第2項第2号) 関係 (略)

第5 環境の保全 (法第10条の2第2項第3号) 関係

1 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、できるだけ速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

森林の配置については、極力基準を上回る林帯幅で適正に配置するものとし、森林の造成は、土地の形質を変更することがやむを得ないと認められる箇所に限って行われるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の開発区域内の森林面積に対する割合は、表6の開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、開発区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表6に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表6に準じて適切に措置されていること。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適する原則として1メートル以上の高木性樹木を、表7を標準として均等に分布するよう植栽すること。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

「周辺の植生の保全等」には、貴重な動植物の保護を含むものとする。また、「必要に応じた造成」とは、必要に応じて複層林を造成する等安定した群落を造成することを含むものとする。

3 (略)

4 残置森林等が善良に維持管理されることが明らかであること。残置森林等については、申請者が権原を有していることを原則とする。

(新設)

表4 (略)

第4 水の確保 (法第10条の2第2項第2号) 関係 (略)

第5 環境の保全 (法第10条の2第2項第3号) 関係

1 開発行為をしようとする森林の区域に、開発行為に係る事業の目的、態様、周辺における土地利用の実態等に応じ相当面積の森林又は緑地の残置又は造成が適切に行われることが明らかであること。

(1) 「相当面積の森林又は緑地の残置又は造成」とは、森林又は緑地を現況のまま保全することを原則とし、やむを得ず一時的に土地の形質を変更する必要がある場合には、できるだけ速やかに伐採前の植生回復を図ることを原則として森林又は緑地が造成されるものであること。

この場合において、残置し又は造成する森林又は緑地の面積の開発区域内の森林面積に対する割合は、表5の開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合によるものとする。

また、残置し又は造成する森林又は緑地は、表6の森林の配置等により開発行為の規模及び地形に応じて、開発区域内の周辺部及び施設等の間に適切に配置されていること。

なお、表5に掲げる開発行為の目的以外の開発行為については、その目的、態様、社会的経済的必要性、対象となる土地の自然的条件等に応じ、表5に準じて適切に措置されていること。

(2) 造成森林については、必要に応じ植物の成育に適するよう表土の復元、客土等の措置を講じ、地域の自然条件に適する原則として1メートル以上の高木性樹木を、表6を標準として均等に分布するよう植栽する。なお、修景効果を併せ期待する造成森林にあっては、できるだけ大きな樹木を植栽するよう努めるものとする。

2 騒音、粉じん等の著しい影響の緩和、風害等から周辺の植生の保全等の必要がある場合には、開発行為をしようとする森林の区域内の適切な箇所に必要な森林の残置又は必要に応じた造成が行われることが明らかであること。

3 (略)

(新設)

表 6

開発行為の目的	開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
(略)	(略)	(略)
太陽光発電設備の設置	(略)	(略)

(注) (略)

表 7 (略)

第 6 太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為の基準

太陽光発電設備の設置を目的とした開発行為については、第 1 から第 5 によるほか、次の事項によるものとする。

- (1) 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について現状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むよう努めること。
- (2) 太陽光発電設備を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、よう壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
ただし、太陽光発電設備を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、よう壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、排水施設等の適切な防災施設を設置すること。
- (3) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所について、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数は表 3 によらず、表 8 を参考にして定められていること。浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

表 8

地表状態 \ 区分	浸透能小	浸透能中	浸透能大
太陽光パネル等	1.0	0.9~1.0	0.9

(4) (略)

(5) 防災や景観の観点から、地域住民が懸念する事案があることから、申請者は、林地開発許可の申請の前に住民説明会の実施等地域住民の理解を得るための取組を実施すること。

特に、採光を確保する目的で事業区域に隣接する森林の伐採を要求する申請者と地域住民との間でトラブルが発生する事案があることから、採光の問題も含め、長期間にわたる太陽光発電事業期間中に発生する可能性のある問題への対応について、住民

表 5

開発行為の目的	開発区域内において残置し又は造成する森林又は緑地の割合	森林の配置等
(略)	(略)	(略)
太陽光発電施設の設置	(略)	(略)

(注) (略)

表 6 (略)

第 6 太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の基準

太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為については、第 1 から第 5 によるほか、次の事項によるものとする。

- (1) 太陽光発電事業終了後の土地利用の計画が立てられており、太陽光発電事業終了後に開発区域について現状回復等の事後措置を行うこととしている場合は、土地所有者との間で締結する当該土地使用に関する契約に、太陽光発電事業終了後、原状回復等する旨を盛り込むよう努めること。
- (2) 太陽光発電施設を自然斜面に設置する区域の平均傾斜度が 30 度以上である場合には、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、可能な限り森林土壌を残した上で、よう壁又は排水施設等の防災施設を確実に設置すること。
ただし、太陽光発電施設を設置する自然斜面の森林土壌に、崩壊の危険性の高い不安定な層がある場合は、その層を排除した上で、防災施設を確実に設置すること。
なお、自然斜面の平均傾斜度が 30 度未満である場合でも、土砂の流出又は崩壊その他の災害防止の観点から、必要に応じて、適切な防災施設を設置すること。
- (3) 地表が太陽光パネル等の不浸透性の材料で覆われる箇所については、表 2 によらず、排水施設の計画に用いる雨水流出量の算出に用いる流出係数を 0.9 から 1.0 までとすること。

(新設)

(4) (略)

(新設)

説明会等を通じて地域住民と十分に話し合うこと。

(6) 開発行為をしようとする森林の区域が市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮し施工するよう努めること。

(5) 開発行為をしようとする森林の区域が市街地、主要道路等からの良好な景観の維持に相当の悪影響を及ぼす位置にあり、かつ、設置される施設の周辺に森林を残置し又は造成する措置を適切に講じたとしてもなお更に景観の維持のため十分な配慮が求められる場合にあつては、設置する施設の色彩等を含め、景観に配慮し施工するよう努めること。

様式第1号

林地開発許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積	ha
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
<u>開発行為の施行体制</u>	
備考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。
- 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に必要な能力があることを証する書類（様式第7-3号）を添付すること。施行者が複数いる場合は分担のわかる書類（施工体系図等）を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第1号

林地開発許可申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る森林の 所在場所	
開発行為に係る森林の 土地の面積	ha
開発行為の目的	
開発行為の着手予定年月日	年 月 日
開発行為の完了予定年月日	年 月 日
<u>(新設)</u>	
備考	

注意事項

- 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
(新設)
- (新設)
- 備考欄には、開発行為を行うことについての行政庁の許認可その他処分を必要とする場合には、その手続の状況を記載すること。

様式第2号～第5-6号(略)

様式第5-7号

地域住民等への説明結果報告書

年 月 日

申請者 住 所
(甲) 氏 名

申請者〇〇〇が行う当該開発行為に係る説明を行ったところ、その概要は以下でありましたので、提出します。

- 1 説明の方法、対象及び実施年月日
- 2 説明事項(説明資料の写しを添付すること。)
- 3 地域住民等の意見又は要望等
- 4 上記3の意見又は要望等に対する見解及び対応方針
- 5 その他特記事項

様式第6号(略)

様式第7-1号

工事(変更)計画書(工事内容内訳書)

(その1) (略)

様式第2号～第5-6号(略)

(新設)

様式第6号(略)

様式第7-1号

工事(変更)計画書(工事内容内訳書)

(その1) (略)

(その2)			
開発行為の内容	全体計画	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
	今回申請	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
工事計画(今申請)	土木工事	1. 土工	・切土工：
			・盛土工：
			・残土処分工：
			・地盤段切り工：
			・地盤改良工：
			・排土工：
		2. 排水工	・地表排水工：
			・湧水排水工：
	3. 土留工	・地下水排水工：	
		・よう壁工：	
	4. 溪間工	・埋設工：	
		・護岸工：	
	5. 洪水調節工	・ダム工：	
		・洪水調節池工：	
6. 道路工	・沈砂池工：		
	・道路開設工：		
7. 仮設工事	・道路改良工：		
緑化工	1. 植栽工		
	2. 緑化工		
	3. その他工事		
その他			

※仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。

(その2)			
開発行為の内容	全体計画	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
	今回申請	○年○月○日～○年○月○日 (計画内容)	
工事計画(今申請)	土木工事	1. 土工	・切土工：
			・盛土工：
			・残土処分工：
			・地盤段切り工：
			・地盤改良工：
			・排土工：
		2. 排水工	・地表排水工：
			・湧水排水工：
	3. 土留工	・地下水排水工：	
		・よう壁工：	
	4. 溪間工	・埋設工：	
		・護岸工：	
	5. 洪水調節工	・ダム工：	
		・洪水調節池工：	
6. 道路工	・沈砂池工：		
	・道路開設工：		
7. 仮設工事	・道路改良工：		
緑化工	1. 植栽工		
	2. 緑化工		
	3. その他工事		
その他			

(新設)

様式第7-2号 (略)

様式第7-3号

工事施工者(変更)調書

- ① 工事施工者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
- ② 建設業法による建設業の許可の年月日、種類及び番号

③ 事業実施体制

- ・職員数
- ・主な役員
- ・技術者名(建設業法第26条に規定する主任技術者等の住所及び氏名)等

④ 施工経歴

注文主の氏名 又は名称	元請・下請 の別	工事内容	工事施工 場所	金額 (千円)	完了年月日

※監督処分及び行政指導があった場合は、その対応状況を示すこと。

⑤ 技術者略歴(職名、氏名、年齢、在社年数、資格免許等)

- 1 建設業法第3条建設業の許可の有無及び事業経歴等から当該工事を遂行するに十分な技術を有していること。
- 2 工事施工者が申請者と別にいる場合、契約書等関係性の分かる書類(請負工事の範囲のわかる書類)を添付すること。
- 3 資金力を証する書類(預金残高証明書、納税証明書)を添付すること

様式第7-4号 (略)

様式第7-2号 (略)

様式第7-3号

工事施工者(変更)調書

- ① 工事施工者の住所並びに氏名又は名称及び代表者の氏名
- ② 建設業法による建設業の許可の年月日、種類及び番号

③ 建設業法第26条に規定する主任技術者の住所及び氏名

④ 技術者略歴(職名、氏名、年齢、在社年数、資格免許等)

⑤ 造成工事施工経歴

注文主の氏名 又は名称	元請・下請 の別	工事内容	工事施工 場所	金額(千円)	完了年月日

様式第7-4号 (略)

施行工程及び土量計算書(変更)

(1) 開発行為の施行方法

(2) 開発行為の施行工程表

工程 施設 (工事)の種類	年月							備考
	年	月	月	月	月	月	月	

(3) 土量計算 (単位: m³)

区分 土量合計	切土	盛土		捨土	備考
		切土転用	不足土		

(4) 切土、盛土及び捨土の管理方法

(5) その他

注意事項

- 防災関連工事を先行して実施する計画とすること。
- 期別計画や工区分割をする場合は、「開発行為の施行工程表」に記載するとともに、その区域を開発計画平面図等に明示すること。
- 「切土、盛土及び捨土の管理方法」は、次の事項を記載すること。
 - 捨土を開発区域外に搬出する場合には、搬出予定箇所を記載すること。
 - 盛土・捨土に関する土砂の締固め試験の方法について記載すること。
- 「その他」は、次の事項を記載すること。
 - よう壁等の設置を計画する場合には、安定計算書を添付すること。
 - 開発行為の目的が土石等採掘の場合には、①採取する岩石の種類 ②採掘方法 ③採掘及び運搬手段(使用機械の名称、台数、能力等)について記載すること。
 - 施行上、特に留意している事項について記載すること。
- 仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること

様式第7-6号(略)

施行工程及び土量計算書(変更)

(1) 開発行為の施行方法

(2) 開発行為の施行工程表

工程 施設 (工事)の種類	年月							備考
	年	月	月	月	月	月	月	

(3) 土量計算 (単位: m³)

区分 土量合計	切土	盛土		捨土	備考
		切土転用	不足土		

(4) 切土、盛土及び捨土の管理方法

(5) その他

注意事項

- 防災関連工事を先行して実施する計画とすること。
- 期別計画や工区分割をする場合は、「開発行為の施行工程表」に記載するとともに、その区域を開発計画平面図等に明示すること。
- 「切土、盛土及び捨土の管理方法」は、次の事項を記載すること。
 - 捨土を開発区域外に搬出する場合には、搬出予定箇所を記載すること。
 - 盛土・捨土に関する土砂の締固め試験の方法について記載すること。
- 「その他」は、次の事項を記載すること。
 - よう壁等の設置を計画する場合には、安定計算書を添付すること。
 - 開発行為の目的が土石等採掘の場合には、①採取する岩石の種類 ②採掘方法 ③採掘及び運搬手段(使用機械の名称、台数、能力等)について記載すること。
 - 施行上、特に留意している事項について記載すること。
- (新設)

様式第7-6号(略)

防災施設の維持管理方法

林地開発許可を申請している区域内に設置する排水施設、洪水調整池等について、以下の内容のとおり維持管理します。

記

1 管理する防災施設の名称

2 施設管理者

名称：

住所：

電話：

3 維持管理内容

点検の種類	点検・管理の内容
定期点検 実施月（毎年〇〇月、 〇〇月、〇〇月）	（記載例） ・土砂、ゴミ、落ち葉等の除去 ・放流施設の破損は早急に補修する。 ・施設の破損、地表面の沈下が見られる場合には補修を行う。 ・周辺施設の清掃。 ・排水溝、放流口の清掃。
非常時点検 （大雨洪水警報の発 令時、利用者からの通 報時）	・施設を巡回し、以上の有無を確認する。 ・通報内容に応じて適切な点検、清掃、補修を行う。

4 その他

注意事項

- 1 上記内容は管理する防災施設ごとに記入すること、枠が足りない場合は適宜追加すること。
- 2 点検の内容については、整備した防災施設が十分に機能を発揮できるよう点検・管理の内容を具体的に明記すること。
- 3 点検結果に基づき清掃作業、補修等を行うこと。施設が破損している場合には、速やかに補修を行い、防災機能の回復に努めること。

残置森林等保全管理確約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

残置する森林等の保全管理に係る下記事項について確約します。

記

- 1 下表に掲げる残置し又は造成した森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)については、林地開発許可申請書に添付した緑化計画書の(3)に記載した維持管理方法により保全を行います。

経過観察の結果、植生が定着していないと判断された場合には、再度緑化等の措置を行います。

残置森林等の所在場所	所有者	面積
		ha
計		

- 2 残置森林等が森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている場合は、その計画に適合する施業を行います。
- 3 地域森林計画の対象となっている残置森林等において立木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する前に、知事と協議します。

注意事項

面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

残置森林等保全管理確約書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあっては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

残置する森林等の保全管理に係る下記事項について確約します。

記

- 1 下表に掲げる残置し又は造成した森林又は緑地(以下「残置森林等」という。)については、林地開発許可申請書に添付した緑化計画書の(3)に記載した維持管理方法により保全を行います。

残置森林等の所在場所	所有者	面積
		ha
計		

- 2 残置森林等が森林法第5条に規定する地域森林計画の対象となっている場合は、その計画に適合する施業を行います。
- 3 地域森林計画の対象となっている残置森林等において立木を伐採する場合は、森林法第10条の8第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出書を提出する前に、知事と協議します。

注意事項

面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。

残置森林等保全管理確約書に基づく協議

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事業所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け指令 第 号で許可を受けた林地開発行為の残置森林等について、
下記のとおり伐採を行いたいので残置森林等保全管理確約書に基づき協議します。

記

伐採する場所	
伐採する面積	h a
伐採及び植栽の内容	
伐採する理由	

注意事項

伐採及び植栽の内容として、別紙計画図及び工程表を添付すること。

様式第10号～第31号 (略)

連絡調整様式第1号～第4号 (略)

様式第10号～第31号 (略)

連絡調整様式第1号～第4号 (略)

連絡調整様式第5号

林地開発行為分割完了届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

(事業者)

住所

氏名

(法人にあっては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)

林地開発行為に関する工事が次のとおり完了したので、埼玉県林地開発許可事務取扱要領第20条第2項の規定により届け出ます。

調整回答年月日及び番号	年 月 日 第 号
開発行為の目的	
開発行為に係る森林の所在場所	
着手年月日	年 月 日
分割完了年月日	年 月 日

注意事項

分割完了した区域を示す図面等を添付すること。

連絡調整様式第6号 (略)

連絡調整様式第7号 (略)

(新設)

連絡調整様式第5号 (略)

連絡調整様式第6号 (略)